

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁					
100060	一般企業による農地取得(所有権の取得)に関する規制の緩和	農地法第3条第1項、同条第2項第2号、同条第3項	農地の所有権の取得が認められている法人は、原則として農業生産法人に限られている。	一般企業(農業生産法人以外の法人)が農地を借り入れ、農業参入することが全国的に可能となるが、さらに一般企業による農地の購入(所有権の取得)が可能となることにより、自己所有による有効利用の促進、隣接農地の購入による規模拡大が図られ、大規模効率的農業による穀物を中心とする我が国農産品の価格競争力強化、一般企業の農業参入促進による新たな担い手の確保、食料自給率の向上と食料の安定供給の確保に資するものと考えられる。	本年12月より施行される新農地法においては、一般企業(農業生産法人以外の法人)が農地を借り入れ、農業参入することが全国的に可能となるが、さらに一般企業による農地の購入(所有権の取得)が可能となることにより、自己所有による有効利用の促進、隣接農地の購入による規模拡大が図られ、大規模効率的農業による穀物を中心とする我が国農産品の価格競争力強化、一般企業の農業参入促進による新たな担い手の確保、食料自給率の向上と食料の安定供給の確保に資するものと考えられる。	C			農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)が本年12月15日に施行され、一定の要件を満たす場合に農業生産法人以外の法人であっても賃借を可能とする規制の緩和等が行われた。これは、賃借については、不適正な利用がなされた場合には契約の解除等により所有者に農地を戻すことが可能であるが、これと異なり、所有権については所有者が絶対的な管理・処分権限を持つためであり、このため、農地の所有権取得については、農地法第2条第3項の要件に適合した農業生産法人に限ることとされている。また、第171回国会で成立した農地法等の一部を改正する法律の(衆)(参)国会審議においても、農業生産法人以外の法人による農地の権利取得に対して様々な懸念が指摘され、農地の所有権の取得は従来どおり農業生産法人に限定すべきとの議論があったところであり、提案は引き続き認められない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。			第171回国会で成立した農地法等の一部を改正する法律の(衆)(参)国会審議において、農業生産法人以外の法人による農地の権利取得に対して、不適正な利用や早期の撤退等様々な懸念が指摘され、農地の所有権の取得は従来どおり農業生産法人に限定すべきとの議論があったところであり、提案は引き続き認められない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。					農地法等の一部を改正する法律に關する第171回国会の審議において様々な懸念が出されたことは承知している。しかし、前面も指摘したとおり、一般事業者による所有権が得られた途端、不正利用される可能性が出てくるのは、あまりにも短絡的な発想である。そのように考える根拠は何か。同時に、農地の他の用途への転用に関する規制を厳格に運用すれば、仮に一般企業が事業からは撤退しても農地は農地として残り、他の農業を行なう法人等が購入して耕作することは可能であり、不適正な利用は防止できる。新成長戦略の基本方針に記載された農林水産分野の成長産業化、6次産業化等にかんがみ、より柔軟な農地所有の在り方について検討すべきである。						
100070	農地を養鰻池にする際の農地転用許可不可	農地法第2条、第4条第1項	農地を農地以外のものにする場合は、農地法第4条に基づき転用の許可が必要。	既存の耕地の維持と耕作放棄地の解消により地域活性化を図るため、耕作放棄地やそれに隣接し耕作放棄地になる可能性のある農地及び既に水田養鰻池として利用されている農地を限定条件に、養鰻池に使用できるものとする。	(提案内容)「錦鯉」の生産の維持発展により、地域の既存の耕地の維持と耕作放棄地の解消及び、地域活性化や山山の保全を図るため、耕作放棄地や耕作放棄地に隣接し、今後数年以内に耕作放棄地になる可能性のある農地及びすでに水田養鰻池として利用されている農地を限定条件に、養鰻池(コンクリート等の永久構造物)による養鰻池は除く)に使用できるものは、地目を農地のまま使用できるものとする。(提案理由) 当市の「錦鯉」の生産は、中山間地農業の副業として農家の生活を支え、耕作放棄地になるのを防ぎ続けてきた農道・農業用水等の農業施設を共に維持管理することで、地域農業を支えてきた。しかし、「中継地敷」により地中の「養鰻池」が失われ、その後 復旧可能な「養鰻池」は復旧したしましたが、甚大な被害のため復旧を諦めたり、水源等の問題により復旧出来ない「養鰻池」が数多くある。この様な現状から、錦鯉生産者が中山間地の「養鰻池」を離れ、この結果それまで農家と共に守ってきた地域の農道・農業施設の維持管理が出来なくなり、先祖伝を守り抜いてきた農地での耕作を諦め、結果として耕作放棄地の拡大に繋がっている。このため、限られた地域で一定条件のもと農地のまま「養鰻池」として利用することで、耕作放棄地の進行防止と解消に繋がると共に、地域の生活の維持に貢献出来るものと確信している。	C			右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		回答で示された「農地を養鰻池として使用する場合、農地法に基づく農地転用の許可を得る必要がある」とことは、構造改革特区の提案以前から十分に認識している。しかし内閣府が示した構造改革特区の提案の趣旨では、「構造改革特区とは、地域の特性に即した規制の特例措置を導入する特定地域を設けて、規制改革や地域活性化を推進するもの」とあり、この度の提案は、現行法での規制を構造改革特区による規制緩和により、錦鯉生産の維持発展を図ると共に過疎化の進行防止・耕作放棄地の解消に結びつけたいとの提案であることを理解したい。なお、対象とする耕作放棄地は、市が認める平成21年度現在すでに耕作放棄地となっている農地に限定し、今後発生する耕作放棄地は対象としないことを意見とし、中越大震災で傷ついた地域の再生のための規制緩和をお願いしたい。			農地法第4条第1項の「農地を農地以外のものにする」ことに該当し、「農地の転用の制限」の対象となることから、同項の許可を得ていただきたい。なお、農地の転用の制限を行うのは、優良農地を確保するため、農地の後良化や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないためである。											
100080	市街化調整区域における、土地開発規制の緩和。	農業振興地域の整備に関する法律第10条第1項、第13条第1項、農地法第4条	① 農地転用許可制度 農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利の設定・移転を行う場合は、都道府県知事の許可(4haを超える場合には農林水産大臣の許可)が必要である。 ② 農業振興地域制度 農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地区域として利用すべき土地の区域であり、集团的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断される場合に限り、公告・縦覧を経て行うことができる。	市街地に隣接している、市街化調整区域においては、その調整区域内における土地開発を、地球温暖化対策に適合した設備を有する建築物にあっては、開発を許可する。具体的には太陽光発電設備を具備した、21世紀型の娯楽施設の建設を促進する。	市街化区域に隣接する、市街化調整区域内の農地においては、従業者の高齢化及び、継業者不在が半季に大きな社会問題となっている。現行における市街化調整区域では、他の用途への転用が非常に難しく、いわゆる耕作放棄地の割合が年々増加しており、このままでは市街化地域に隣接する市街化調整区域は疲弊の一途をたどることとなる。このため娯楽施設に限り、ある一定の要件を満たせば、構造改革特区により、市街化調整区域内の土地開発規制を緩和することとする。これにより高齢者農家の救済や耕作放棄地対策がなされるばかりか、政府が定めた数値目標である、「CO2等排出量について、2020年までに25%減(1990年比)」の達成に寄与できるものである。	C			市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり(都市計画法第7条第3項)、その区域内にある農地の転用については、都道府県知事(4haを超える場合には農林水産大臣)の許可を受けなければならないこととされている。また、市街化調整区域内かつ農用地区域内にある農地は、農用地等として利用すべき土地の区域であり、原則として転用許可をすることができないこととされている。御提案のように、太陽光発電装置を備えた施設であることを理由に農業振興地域制度及び農地転用許可制度の規制緩和を行うこととする。これらの制度による優良農地の確保に支障が生ずることとなることから、本提案を受け入れることは困難である。なお、御提案にある市街地に隣接している市街化調整区域内の農地における開発行為については、その農地が市街地の区域内又は市街化の傾向が著しい区域内にあり、第3種農地として区分されれば、転用許可が可能となる場合がある(農地法第4条第2項第1号ロ(1)及び(2)、第5条第2項第1号ロ(1)及び(2))ので、市町村及び農業委員会に御相談いただきたい。																
100090	一般事業法人の農地取得	農地法第3条第1項、同条第2項第2号、同条第3項	農地の所有権の取得が認められている法人は、原則として農業生産法人に限られている。	一般事業法人についても農地(のみならず)農地の「取得」について認めて頂きたい。	先般の農地法改正で「農地リース」は可能となったが、一般事業法人の農地取得についても可能とし、土地の取得制限がなくなることや企業参入が活発になり、農業における多様な生活活性化される。現在の排他的な風土と企業参入の障壁を改善し、リース契約で返却というリスクをなす。	C			農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)が本年12月15日に施行され、一定の要件を満たす場合に農業生産法人以外の法人であっても賃借を可能とする規制の緩和等が行われた。これは、賃借については、不適正な利用がなされた場合には契約の解除等により所有者に農地を戻すことが可能であるが、これと異なり、所有権については所有者が絶対的な管理・処分権限を持つためであり、このため、農地の所有権取得については、農地法第2条第3項の要件に適合した農業生産法人に限ることとされている。また、第171回国会で成立した農地法等の一部を改正する法律の(衆)(参)国会審議においても、農業生産法人以外の法人による農地の権利取得に対して様々な懸念が指摘され、農地の所有権の取得は従来どおり農業生産法人に限定すべきとの議論があったところであり、提案は引き続き認められない。																
100100	農協の4分社化 ①営農事業会社(営農指導・販売・購買) ②共済事業会社 ③信用事業会社 ④生活・福祉関連事業会社 上記4分社化された①営農事業会社に直接農業の経営を行う権限を付ける。	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項	農協は、組合員の利便性の向上を図るため、農業協同組合法第10条等で認められた範囲内で、経済事業、信用事業、共済事業などを総合的・一体的に運営しているところ。また、平成21年6月に公布された農地法等の一部を改正する法律により改正後の農業協同組合法11条の31において、農協が自ら農業経営を行う範囲を拡大した。	各地の単位農協を①営農事業会社(農業経営に関する販売・購買事業・営農指導を行う会社)②共済事業・信用事業・福祉事業(生活に関する販売・購買事業・冠婚葬祭・高齢者福祉・観光・旅行などを行う会社)の4社に分社化する。上記で分社化された営農事業会社に直接農業経営を行う権限を付け加え、農地を取得し、農作業員を雇い、直接耕作を行えるようにする。	各地の単位農協を①営農事業会社(農業経営に関する販売・購買事業・営農指導を行う会社)②共済事業会社③信用事業会社④生活・福祉事業(生活に関する販売・購買事業・冠婚葬祭・高齢者福祉・観光・旅行などを行う会社)の4社に分社することにより、それぞれの事業の専門性を高め、他の民間サービスの競争によりサービスのレベルを向上を促す。	C			農協は、農業生産力の増進と農業者の経済的社会的地位の向上を図ることを目的として農業者自らが組織した相互扶助組織であり、その事業のあり方についても農協及び組合員自ら選択すべきもの。現在、農協は、組合員の利便性の向上を図るとの観点から、経済事業、信用事業、共済事業などを総合的・一体的に運営し、ワンストップ・サービスをっており、こうした農協の事業運営について、国が強制的に分離・分割を行うことは適当ではないと考えている。なお、農協の農業経営事業については、平成21年6月に公布された農地法等の一部を改正する法律による改正後の農業協同組合法において、組合員のニーズに基づき、組合員の農業活動と競合しない範囲で、担い手が不足する農地等において農協自らが農業経営事業を行うことができるとしたところ。																

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
100110	植物の輸出及び輸入等にかかる検査手続、検査要件の緩和	植物防疫法第六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百	植物等を輸出入する際には、植物防疫法第8条、第10条等の規定に基づき、植物防疫官による輸出入検査を受けなければならない。	現行法で規定されている植物の輸出入及び輸出について、船舶の構造及び乗、下船方法等を変更し国内、国外の旅客船利用者との接触を遮断するなど、一定の要件を満たした外国航路船舶を使用する場合には、船舶の資格変更(内、外航路への変更)に伴う植物の輸出入の手続き及び検査を本邦出発地又は目的地で行なうことを可能とする。	外国航路船舶(超高速船)を国内旅客輸送手段として活用することにより、減便、廃止されていく離島と本土を結ぶ生活航路を確保するとともに、離島と本土の交流人口の拡大を図っていく。 提案理由 離島と本土を結ぶ航路の経営状況は、利用者の減少や燃料価格の高騰により非常に厳しく、会社存続のために航路の減便や休止を余儀なくされている。しかし、本市の北部地域と本土を結ぶ航路(超高速船)は、移動距離や時間、経費を削減すると島民の生活を支える上で重要な移動手段であり、存続を図っていく必要がある。 そこで、韓国との国境に近接しているという本市の地理的な特性を活かし、福岡市と差山市を結ぶ外国航路船舶(超高速船)を本市の北部地域と福岡市とを結ぶ国内旅客輸送手段として活用し、島民の生活路線の確保と交流人口の拡大を図っていくものである。 代替措置 外国航路船舶を国内旅客輸送手段として活用するためには、船舶の資格の変更を行い、博多～比田間を内航し、比田間～差山間を外航することに より国内旅客輸送手段として活用を図ることができる可能性はあるが、国内外の航路利用者の利便性を考慮すると、船舶の構造及び乗、下船の方法等を変更し、国内、国外航路の旅客船利用者との接触を遮断する方法により、混乗による利用と植物の輸出入等手続き及び検査の緩和を図ることができるものと考えられる。 船舶の資格変更に伴う弊害 釜山～博多間の外国航路利用者は、船舶の資格の変更を比田間港(寄港地)で行った場合、一旦比田間港に上陸し、出入国の手続きを行ったあと再度、乗船し目的地に向かうこととなり、利便性を大きく損なうことになる。	D	植物防疫では、実際の運用上「輸入」は貨物等が陸揚げされる(機外に持ち出される)時点のことを指し、「輸出」は通関する(関税法上の輸出許可を受けること)時点のことを指している。 したがって植物防疫法に基づく植物の輸出入手続き及び検査は、本邦出発地又は目的地で行うことで足りる。 なお、密輸出入を防止する観点から、提案にあるとおり、国内・国外の旅客船利用者の接触を遮断する必要がある。									外国航路船舶を活用した国内旅客輸送手段確保プロジェクト	1 0 4 9 0 3 0	対馬市	長崎県	農林水産省
100120	動物の輸出及び輸入等にかかる検査手続、検査要件の緩和	家畜伝染病予防法第三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百	動物、畜産物を輸出入する際には、家畜伝染病予防法第40条、第45条等の規定に基づき、家畜防疫官による輸出入検査を受けなければならない。	現行法で規定されている動物の輸出入及び輸出について、船舶の構造及び乗、下船方法等を変更し国内、国外の旅客船利用者との接触を遮断するなど、一定の要件を満たした外国航路船舶を使用する場合には、船舶の資格変更(内、外航路への変更)に伴う動物の輸出入の手続き及び検査を本邦出発地又は目的地で行なうことを可能とする。	外国航路船舶(超高速船)を国内旅客輸送手段として活用することにより、減便、廃止されていく離島と本土を結ぶ生活航路を確保するとともに、離島と本土の交流人口の拡大を図っていく。 提案理由 離島と本土を結ぶ航路の経営状況は、利用者の減少や燃料価格の高騰により非常に厳しく、会社存続のために航路の減便や休止を余儀なくされている。しかし、本市の北部地域と本土を結ぶ航路(超高速船)は、移動距離や時間、経費を削減すると島民の生活を支える上で重要な移動手段であり、存続を図っていく必要がある。 そこで、韓国との国境に近接しているという本市の地理的な特性を活かし、福岡市と差山市を結ぶ外国航路船舶(超高速船)を本市の北部地域と福岡市とを結ぶ国内旅客輸送手段として活用し、島民の生活路線の確保と交流人口の拡大を図っていくものである。 代替措置 外国航路船舶を国内旅客輸送手段として活用するためには、船舶の資格の変更を行い、博多～比田間を内航し、比田間～差山間を外航することに より国内旅客輸送手段として活用を図ることができる可能性はあるが、国内外の航路利用者の利便性を考慮すると、船舶の構造及び乗、下船の方法等を変更し、国内、国外航路の旅客船利用者との接触を遮断する方法により、混乗による利用と動物の輸出入等手続き及び検査の緩和を図ることができるものと考えられる。 船舶の資格変更に伴う弊害 釜山～博多間の外国航路利用者は、船舶の資格の変更を比田間港(寄港地)で行った場合、一旦比田間港に上陸し、出入国の手続きを行ったあと再度、乗船し目的地に向かうこととなり、利便性を大きく損なうことになる。	D	動物防疫においては、実際の運用上「輸入」は貨物等が陸揚げされる(機外に持ち出される)時点のことを指し、「輸出」は通関する(関税法上の輸出許可を受けること)時点のことを指している。 したがって、家畜伝染病予防法に基づく動物の輸出入手続き及び検査は、本邦出発地又は目的地で行うことで足りる。 なお、密輸出入を防止する観点から、提案にあるとおり、国内・国外の旅客船利用者の接触を遮断する必要がある。								外国航路船舶を活用した国内旅客輸送手段確保プロジェクト	1 0 4 9 0 4 0	対馬市	長崎県	農林水産省	